

第 1 3 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年7月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広
8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己	10 番 安 藏 久 男
11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一	16 番 関 成 一
17 番 皆 川 晃	21 番 加 倉 井 幸 夫	22 番 大 圖 金 雄
23 番 小 島 雄 一		

欠席委員（8名）

2 番 高 橋 基	13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇
15 番 笹 沼 恭 一	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	24 番 外 岡 健 寿	

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 補欠委員の担当地区及び地区対策班の決定について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認について
- 議案第6号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 農地改良協議に対する同意について

報告第6号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局長 それでは、皆様、おはようございます。

本日は総会前に、さきの6月の議会におきまして、同意を得て、新たに農業委員として任命されたお二人をご紹介させていただきたいと思います。

皆様のお手元には、7月1日現在の議席表を配付してございますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは最初に、議席番号7番、飛田信広委員でございます。

飛田委員 皆さん、おはようございます。

7月1日付で、農業委員に任命されました飛田です。

皆様のご指導の下、やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

事務局長 続きまして、議席番号21番、加倉井幸夫委員でございます。

加倉井委員 加倉井です。どうぞよろしく願います。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日、会議の議長につきましては、渡邊会長代理にお願いをしたいと思います。

渡邊代理、開会をお願いいたします。

渡邊会長代理 おはようございます。

今月は笹沼会長がAブロックのため参集対象外だということで、代わって私が議長をさせていただきます。

そういうことで、よろしく願いをいたします。

それでは、ただ今より第13回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員が8名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出でございますけれども、いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただ今議長一任との声ございましたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

4番、立原委員、5番、今関委員にお願いをいたします。

始める前に、初めに議案の訂正がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第 13 回総会（訂正表）と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は 1 件でございます。

案件は、議案書の 7 ページになります。

議案第 4 号（5 条）の第 13 項で、1 番上の案件になります。

7 月 12 日に申請人から、記載事項変更申請が提出されたことによる訂正です。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について、事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 13 件、農地法第 4 条の審議案件が 5 件、農地法第 5 条の審議案件が 23 件、贈与税の納税猶予に係る適格者証明願が 1 件、土地現況証明が 5 件でございます。報告事項といたしまして、農地法第 3 条の 3 の届出が 7 件、農地法第 4 条の届出が 5 件、農地法第 5 条の届出が 17 件、制限除外の農地の移動届が 2 件、農地改良協議が 1 件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして 79 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、議案第 1 号 補欠委員の担当地区及び地区対策班の決定についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、資料の別紙 1 をご覧ください。

議案第 1 号 補欠委員の担当地区及び地区対策班の決定について。

水戸市農業委員会会議規則第 6 条第 2 項の規定により、補欠委員の担当地区及び地区対策班を決定する。

令和 3 年 7 月 13 日提出。

水戸市農業委員会会長、笹沼恭一。

担当地区及び地区対策班（案）でございます。

飛田信広委員、担当地区は大場地区、地区対策班は東部地区対策班。

加倉井幸夫委員，担当地区，飯富地区，対策班は中部地区対策班。

ページ下段には会議規則の抜粋を記載しておりますので，そちらはお目通し願います。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今，事務局から説明がございましたけれども，何かご意見等はございますか。

（「ありません」の声あり）

議 長 特にご意見等もないようですので，事務局説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，そのように決定をいたします。

それでは，議案第2号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を頂戴いたします。

今関委員 5番，今関です。

ただ今の件につきまして，調査検討したところ，法令に照らしまして許可相当と思いますので，ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

それでは，第2項を上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。この案件は19番、軍地委員の代理発言となります。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、皆さんのご審議を
よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第4項、第5項は関連がございますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第4項と第5項は関連がありますので、併せてご説明いたします。契約内容は、共に売買です。受人は、自作地に近接し、耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

この件につきましても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1 番，江橋です。

この案件について調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1 番，江橋です。これは 13 番，市村委員の案件なんですが、代理発言いたします。この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われれます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれますので、ご審議をお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。4番、吉澤委員の代理発言です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第3項を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。13番、市村委員の代理発言でございます。

この件について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。13番、市村委員の代理発言です。

この案件について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第4号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地の割合が4割を超える街区内にある農地であることから, 農地区分は第3種農地と料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

なお, これは3,000平方メートル以上なので, 県農業会議に諮問をいたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がり

のある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則施行令第11条第1項第2号イの例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と医院があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種と思料されますが、農地法施行規則第35条第4号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきましても調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 6 項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第 6 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきましても調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 7 項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第 7 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 36 条の規定により，許可可能であると考えます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきましても調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 8 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 8 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第9項及び第10項については関連がございますので、まとめて上程をいたします。

事務局より説明をさせます。

事務局 第9項及び第10項でございますが、関連がございますので、併せてご説明いたします。契約内容は、両案件とも使用貸借でございます。内容は議案書のとおりの一時的転用申請でございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は2か月間であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

9項、10項とも調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおり，一時転用申請でございます。

申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお，転用期間は 9 か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第 13 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員さんのご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 14 項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第 14 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 15 項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第 15 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請がありましたが、現時点で許可見込みがないとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16 番，関です。

調査検討した結果、法令に照らし事務局の説明のとおり、開発許可の見込みがないということですので、保留が妥当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から保留とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、保留と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局に説明願います。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 9 番，雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。この件は, 14番, 吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第21項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第21項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員からのご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。この件も14番, 吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。この案件も14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地はJR常磐線内原駅から500メートル以内にある農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番、小島です。24番、外岡委員の代理発言をいたします。

この案件について調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 それでは、議案の説明の前に、贈与税の納税猶予について説明をさせていただきます。

贈与税の納税猶予の制度は、農業を営む者が農業を引き継ぐ推定相続人の1人に農地を一括して贈与した場合、受贈者に課税される贈与税について、受贈者が農業を営む限り贈与税の納税が猶予される制度です。税務署が新たに贈与税の納税猶予者と決定する際に、農業委員会の交付する「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要な書類となっております。

それでは、第1項について説明いたします。

受贈者である子が農地の生前一括贈与を受け、現在営農しているため、贈与税の納税猶予を受けるべく、今回、贈与税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

願出の土地は、市街化区域の農地が1万6,432.50平方メートル、市街化調整区域の農地が3万4,643.73平方メートルでございます。認定農業者として効率的かつ安定的な農業経営を行う者であり、贈与税の納税猶予の適格者としての各要件を全て満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。本項は私を含めて、5番、今関委員、12番、浅井委員、20番、高安委員に関わる案件です。一括して代理発言いたします。

各委員とも調査検討した結果、贈与税の納税猶予に関する適格者として認められるとのこと。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

次に、議案第6号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは、別紙2をご覧ください。

議案第6号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第1項は酒門町の畑、面積が486平方メートルの土地について、非農地証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであると確認できましたので、証明を可としたものであります。

第2項から第5項につきましても、同じく、現地調査の結果、転用目的のとおりでありましたので、証明を可としております。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に3名の農業委員に関係する案件があります。

まず、安藏委員に関係する案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づいて、一時退席をお願いいたします。

(安藏久男委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課の倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙3をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、安藏委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の7ページに載せてございます。
7ページをお開きください。

こちらは53番の1筆となります。

田となり新規設定で1,843平方メートル、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年7月20日を予定してございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただ今、事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、以上で着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

議 長 続いて、加倉井委員に関する案件であります。農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づいて、一時退席をお願いいたします。

(加倉井幸夫委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明を願います。

事業担当課 それでは、加倉井委員に関わる利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の7ページに載せてございます。

54番の田1筆となります。

こちらは新規設定で2,490平方メートル、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

利用権設定日は、令和3年7月20日を予定してございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただ今、事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

それでは、加倉井委員、着席を求めます。

(加倉井幸夫委員着席)

議 長 続いて、雨谷委員に関係する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に基づいて、雨谷委員の一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をお願いします。

事業担当課 それでは、雨谷委員に関わる利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の 3 ページに載せてございます。

3 ページをお開きください。

こちらは 23 番の田 1 筆となります。

新規設定で 1,242 平方メートル、設定期間は 10 年間、設定者 1 名、取得者 1 名でございます。

利用権設定日は、令和 3 年 8 月 1 日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

それでは、雨谷委員の着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 それでは、事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が8万3,233平方メートル、うち再設定が2万7,764平方メートル、畑が7万9,677平方メートル、うち再設定が6,292平方メートル、設定者64名、取得者19名、うち再設定の設定者15名、取得者10名でございます。

利用権設定年月日につきましては、令和3年7月20日、8月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただ今、事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いをいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

次に、議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について上程いたします。
事業担当課の説明を求めます。

事業担当課 お手元の資料、別紙4をご覧ください。

それでは、議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画書（案）について、集計表にて内容を申し上げます。
表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては、畑が再設定のみで1,041平方メートル、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和3年8月25日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第8号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 それでは、事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしと回答することに決定いたします。

それでは、事業担当課はここで退席をします。

大変ご苦勞さまでした。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出共に、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号につきましても、資料のとおりでございます。

事務局 続きまして、資料の4ページをご覧ください。

報告第6号の転用事実証明の発行について、こちら続いて4ページになりますので、説明を加えさせていただきたいと思っております。

本来であれば、転用事実証明は総会の審議事項に当たるわけですが、国から出され

ている手引きには、建築物に関する許可が出されたものに関しては、事務局長専決によって証明を出すことができるとされておりますので、既に証明を発行し、今回、総会で報告をするものでございます。

内容につきましては、米沢町の特定建築条件付売買予定地ということで、造成が既に終わっておりまして、区画ごとに売買契約が成立するたびに、このような形で証明願が出されているものでございます。

なお、第2項と第3項は全く同じ筆に対する証明願になっているのですが、区画ごとに証明願が出されておりまして、区画の場所は当然違うのですが、許可した当時は同じ筆の中に収まっているため、このような形で2番、3番、同じ地番が記載されるといったようなことが起こってまいります。

なお、この現状の区画は30区画に分けられておりまして、今回は3件の報告ですが、今後もこのような形で総会の場で報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 その他として、事務局から許可制度調査方法の検証結果について説明させます。

事務局 それでは、許可制度調査方法の検証結果としまして説明させていただきます。

説明はスライドを用いて行わせていただければと思っております。

お手元に資料がありますが、映像のものと全く同じものですので、映像を見ていただければと思います。スクリーン2か所用意しておりますので、見やすいスクリーンで見ていただきますようお願いいたします。

説明に入ります前段としまして、経緯を振り返らせていただきます。

令和2年7月に、農業委員の改選が予定されていた節目であったため、県内の市町村の実態調査を実施しました。その実態を受け、運営委員2名1組となり、試しの調査を令和2年12月まで4回実施しました。

そういった経緯を踏まえ事務局でまとめたものであり、農業委員の皆様にご協力いただき考えて作成したものでございます。

それでは、スライドの説明に入らせていただきます。

許可制度調査方法の検証結果～活動環境と調査機能とのさらなる向上のために～。

令和2年、委員改選の節目を迎えるため、県内市町村の実態調査を実施しました。これは、令和2年6月の総会で調査結果を報告した資料になります。

総会においては、水戸市においても調査の結果を参考としながら、良い方法の検討を進めていくこととしました。

現在の調査方法は、地区担当委員1名が担当地区を調査しております。

特徴、課題についてです。

その1つ目としまして、1名の委員の調査であるため、経験年数が浅い場合などでは、どう判断して良いか迷う、農地への影響があるかどうか迷うなどがあるかと思えます。

2つ目としまして、何か問題が生じた案件があると、場合により調査会が設けられ、時間がかかることがあります。

3つ目としまして、地元で生活し、活躍する地元委員にとっては、場合により活動しにくい状況が生じる可能性が考えられます。

4つ目としまして、月ごとに忙しい地区の委員もいれば、調査案件がない地区の委員もいる状況でございます。

5つ目としまして、1人の委員に固定の地区が割り当てられているため、例えば委員に欠員が生じると、最終的には審議に支障が生じてしまいます。

そこで、これら5つの課題等を踏まえ、農業委員会組織力のさらなる向上のために、複数委員での調査を提案いたします。

協力することで強力な力を引き出します。

運営委員が2名一組となり、令和2年9月から12月まで、輪番で試行調査を実施しました。

その試行調査を実施した結果になりますが、検証しますと、一層の適正な審議や委員の心理的負担の軽減につながる効果があることが確認されました。

各委員にとりましても、農業委員会にとりましても、良い効果が得られることが期待されます。

メリットについてです。

1つ目としまして、気づけないことに気づけること。状況・情報を共有できること。また、相談することができることなどがあります。

2つ目としまして、複数委員による調査となることで、難しい案件があった場合でも、調査会の機能や役割を併せ持つことが期待でき、改めて調査会を設置しなくとも、スピーディーに結論を導けることが期待されます。

3つ目としまして、地元でさらに活動しやすくなったり、厳しい指導をする場面でも、今に比べて指導しやすくなるなど活動しやすい環境になります。

4つ目としまして、例えば委員に欠員が生じたとしても、調査案件の審議に支障が生じない体制が構築できることになります。

ただ今挙げましたメリットを享受し、さらなる適正かつ効果的な調査の実施により、適切な農地行政の推進を図ることが目的になります。

その調査の実施方法として、2つから3つの地区をまとめて複数委員が合同で調査

する方法で、地区担当委員の責務等是不変の方法です。

イメージは、資料 26 ページの図のようになります。

各委員の担当する地区をエリアとして、合同で調査を実施します。

総会においては、従前どおり、担当地区の委員が意見を発言することを考えております。

まとめになりますが、農業委員会組織力のさらなる向上に向け、調査方法を見直すメリットが現状に比べてあると考えたため、複数委員による調査方法に見直すことを事務局からご提案いたしますが、いかがでしょうか。

よろしければ、ご意見等をいただきながら意見を集約し、詳細な実施方法を決めてまいりたいと考えております。

なお、お手元に許可制度調査方法提案についての意見票を、A4用紙1枚で配付してあります。2週間程度時間を取っておりますので、何かご意見がございましたらこちらに記入していただき、事務局へご提出していただければと思っております。

説明は以上になります。

議長 長 ただ今、事務局から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらば、お願いをいたします。

江橋委員 1番、江橋です。今の許可制度調査方法提案ということ、新しい農業委員もおりますので、具体的にどういう作業とか、そういうものを、もう少しかみ砕いて説明してもらいたいのかなというのが1点です。2点目は自分たちで今やっている調査方法なのですが、旧常澄地域、その中で、下大野地区、ここはすごい筆数の農地があるんですね。そのため、そこには農業委員が2名、推進委員が2名います。その地域の推進委員が新しくスタートした人で、仕事の内容も全てを完全に分かっているわけではないという状況もあって、下大野地区ということで紹介しますが、この4名でその下大野地区の農地パトロールをやったんです。地図から、どこの土地か探すことから含めてです。それを共同でやっています。この許可制度調査方法提案の中にこのやり方が生かされてもいいと思いますし、そういうやり方でいいのかどうか、その辺も含めて説明願えれば、ありがたいと思っております。

以上です。

議長 長 事務局で、ただ今のご意見について説明願います。

事務局 ご質問について、答えさせていただきます。

1点目の御質問についてです。許可制度の調査の方法についてかみ砕いた説明につ

きましては、各地区ごとに、今、お話がありました下大野地区の調査のやり方もあるかとは思いますが、基本的に想定していましたが、現在担当地区1名が調査をしているということであり、これを前提にこの提案となっておりますが、地区によっては調査方法が異なるのではないかということもありますので、今後、さらに詳細な方法を決める際には情報を集約しまして、こういった方法が適切なのかというのを決めていきたいと思っております。

また、下大野地区での今の調査方法をお話いただきました。こういったことを各地区で実施されているかどうかはまだ把握はできていないため、やはり大きな見直しですのでメリットばかりではなくて、デメリットも生じる可能性もありますので、今後、詳細な方法を決める際には、繰り返しになりますが、改めてポイントを絞って、意見を集約しながら、次のステップに進めるように方法を決めていきたいと考えております。まずは今の現状を把握した上で、水戸市の調査方法が他市との違いもあったことから、こういった複数委員での調査の方法に切り替えるほうが水戸市農業委員会にとってより良いのではないのか、そういった大義のところをご説明させていただきました。

説明は以上になります。

議長 どうでしょうか。よろしいですか。

江橋委員 了解です。

深谷委員 6番の深谷なんですけれども、私が担当する鯉淵地区もやはり広い地区ですので、農業委員と推進委員それぞれ2名ずつの体制ですけれども、逆にパトロールなどは4分割してというのは大変なんで、分散した形でやるんですよ。日程調整についてもやはり大変な部分も出てくるので、逆行する部分もあるのかなと思うのですけれども、ただ判断に対してはやはり複数のほうが自信をもってできるのかなと思っております。その辺、考えていただけるといいのかなと思います。

事務局 それでは、ただ今のご質問につきまして、ご意見ありがとうございます。

今回、この複数委員での調査につきましては、「許可制度」、つまり総会で審議をして許可の可否を判断する3条や4条、5条の許可制度に係る調査については、複数委員で実施していければということでの提案となっております。

また、委員の皆様には農業委員として様々な活動があるかと思いますが、今提案させていただいているものは、許可制度に関するものについてのみを想定しておりますので、改めてご承知おきいただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 本日の総会において、参集外の委員がいるため、同様の説明を8月の総会において行います。

その後、意見等を集約して、詳細な実施方法を決めていくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、意見等を集約して、詳細な実施方法を決めていくことといたします。

では、以上をもちまして、第13回総会を閉会といたします。ご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午前10時40分